

広島市長 秋葉忠利 殿

2010年度広島市予算編成にあたっての要望書

2009年10月20日

日本共産党広島市会議員団

団 長	中 森 辰 一
幹 事 長	中 原 洋 美
副幹事長	村 上 厚 子
	皆 川 恵 史
	藤 井 敏 子

目 次

はじめに	1
総務関係	2
消防上下水道関係	3
文教関係	4
経済環境関係	6
厚生関係	8
建設関係	13

はじめに

8月に行われた衆議院選挙で、自民党が歴史的な大敗を喫し、国民の審判によって政権が替わりました。

これまで、財界の意向によって大企業の利益を第一とし、「効率化」の名で政治の主人公である国民の暮らしを犠牲にする構造改革政治が推進されてきました。その結果、大量の失業者と住居を失った人々を生み出し、最も弱い立場の国民に重い負担を負わせ、暮らしの展望を失わせ、地域経済を疲弊させてきました。こうした大企業中心の政治に審判が下されたものです。

国民が望んでいるのは、国民の暮らし中心に政治・施策が変わることであることは明らかです。これは、広島市においても同じです。広島市は、今後の施策を考えるにあたって、こうした市民の要請をよく受け止めるべきだと考えます。

政権に就いた民主党が掲げた政権公約には、わが国の将来を危うくする「日米F T A交渉促進」などが含まれている一方で、日本共産党が要望してきたことと同じ方向の市民生活を大きく改善する政策がいくつもあります。私ども日本共産党として、そうした政策の実現促進に努めていくとともに、積極的な提案もしていきたいと考えています。

広島市としても、市民生活を改善する施策が促進される可能性が大いに広がったものと受け止め、旧来の行政の考え方を超えて、市民生活の実態に即して、積極的に行動すべきです。

従来 of 構造改革政治によって、現実には市民生活の困難が拡大しているもつで、昨年よりも要望項目が若干増えました。また、昨年の要望に対して「できない」などの回答だったもののうち、引き続き重要な課題だと考えて再度掲げた要望もありますが、今回の選挙結果に現われた変化も踏まえて、改めてよくご検討いただき、いずれの要望についても前向きな回答をいただけるようお願いします。

《総務関係》

1. 財政が厳しいとして市民に負担を求め、新たな税収を確保する必要に迫られている中、資本金 10 億円以上の大企業に対し、法律で認められている超過課税を実施して税収を確保すること。
2. 所得税・住民税の「障害者控除」制度の周知徹底に前向きに取り組んでおられるが、要介護認定者数からみると利用者はまだ少ない。制度の利用実績を明らかにするとともに、制度の趣旨が生かせるよう更に周知に努めること。
3. 家族従業員の給与を必要経費と認めない所得税法第56条の見直しを、国に強く求めること。
4. 公務労働や公共事業にかかわる労働者の正当な賃金が保障され、権利が守られるよう「公契約制度」を条例化すること。
5. 公的サービス分野での人件費抑制とサービス後退につながる指定管理者制度は止めるように国に求めること。また、当面は非公募を原則とし、これ以上の委託経費削減をしないこと。
6. 「同一労働・同一賃金」の原則に則り、非正規職員の正職員化を進め、同一待遇に改めること。
7. 小規模修繕契約希望者登録制度は、①学校での取り組みを強化し、②修繕だけでなく簡易な工事も対象に加え、③対象金額を 100 万円までに引き上げること。
8. 低賃金で働く青年の切実な要求となっている「住宅家賃補助制度」をつくること。
9. 周辺自治体との連携を強め、米軍再編による岩国基地の機能強化をやめるよう政府に強く要望すること。
10. 自衛隊員募集のために防衛省がおこなった「住民票の閲覧」実績を明らかにするとともに、自衛隊員募集のための「住民票の閲覧」には応じないこと。

《消防上下水道関係》

1. 下水道本管工事に伴い、水洗化率(本管への接続)を引き上げ、下水道法の趣旨が活かされるよう取り組むこと。
2. 大雨時に対応できずに浸水する危険のある老朽ポンプ場の改築を急ぐこと。
3. 太田川の源流域である細見谷での林道建設を中止するよう県に強く求めること。
4. 住宅用火災警報器は2011年5月31日までの設置が義務付けられている。高齢化が進む市営住宅については、早急に設置すること。
5. 消防法施行令の改正により、延べ面積275㎡以上の小規模社会福祉施設についてはスプリンクラーの設置が義務付けられたが、設置義務の対象となっていない延べ面積275㎡未満の小規模社会福祉施設においてもスプリンクラーの設置が進むよう補助制度をつくること。

《文教関係》

1. 学力によって子どもを差別する習熟度別授業をやめ、中学2・3年生も含めた全てのクラスで35人以下学級を実現すること。
2. 「ひろしま型カリキュラム」は、子どもと教師に新たな負担と競争を強いることのないようにすること。
3. 子どもたちが「核兵器廃絶・恒久平和」のヒロシマの理念をしっかりと学べるよう、平和・文化学習の予算を増額し、全校に平和資料館見学の費用を支給すること。
4. 就学援助制度は現行の所得要件を緩和し、経済格差の解消と子どもの学ぶ権利を保障すること。
5. 市立高校の授業料を無償化すること。
6. 経済的負担で学業をあきらめる若者をなくすため、市独自に給付型奨学金制度をつくること。
7. 人気校・不人気校の固定化が著しい「学校選択制」を中止すること。また、小学校に導入しないこと。
8. 留守家庭子ども会は、夏休み期間中に臨時入会する児童が増えている。過密化による子ども同士のトラブルや、指導員の監督が行き届きにくくなる事態を避けるためにも、児童数が増えた場合にはそれに応じた場所と人の手当をすること。
9. 公立中学校のデリバリー給食は、将来的には自校調理方式に移行することとし、当面は親子調理方式の拡大を急ぐこと。
10. 今年4月から始まった学校栄養職員等担当制は、学校栄養士の人員不足を「かけもち」で対応しようとするものでしかなく、根本的な解決にはならない。学校栄養職員及び栄養教諭が配置されていない全ての小・中学校に学校栄養士を配置すること。

- 11.「義務教育は無償」の原則に立ち、学校給食や補助教材費を無償化し、保護者負担をなくすこと。
- 12.学校給食において地産地消をさらに進めるためにも、学校が独自に食材調達できる道を広げるようモデル実施をすること。
- 13.市費少人数臨時教諭に正式採用の道を開くこと。当面、本人が希望すれば、次年度も継続任用すること。
- 14.全ての小・中学校にスクールカウンセラーとソーシャルワーカーを配置すること。
- 15.子どもの権利条約を学校教育のなかに具体化していくこと。

《経済環境関係》

1. 「広島市温暖化対策等の推進に関する条例」の具体化にあたっては、大規模エネルギー使用事業者への指導を強化すること。
2. 大型店の出店による地域商店街のこれ以上の疲弊は、地域経済と地域社会を維持していくためにも放置できない問題である。よって、「福島県商業まちづくりの推進に関する条例」や岩手県の「大型店集客施設の立地誘導等に関する条例」、長崎県がつくった「にぎわいの都市づくり基本方針」などのような市独自の出店規制条例を早急につくること。
3. 今年7月1日より広島市中小企業融資制度の金利が引下げられたが、他都市の取り組みも参考に金利をさらに引き下げ、対象業種の制限もなくすこと。
4. 環境に配慮した住宅の普及および中小零細建設業者の仕事おこしのため、バリアフリー改修、耐震補強改修、太陽光パネル・断熱材設置など省エネルギー改修に対する補助制度の拡充をはかるとともに、国に対して抜本的な支援策を求めること。
5. 仕事の激減によって中小企業が廃業・倒産しないよう、国に対して以下の事項を要請すること。
 - ① 中小企業緊急雇用安定助成金の給付開始時期を早め、助成率を休業手当相当額に引き上げること。
 - ② 休業期間中の工場および事務所の家賃ならびに光熱費など固定費への助成制度をつくること。
 - ③ 固定資産税の減免をすること。
 - ④ 大企業からの注文に corres 応するために行った設備投資に対する助成制度をつくること。
6. 「農業戸別所得補償制度」の早期実施を国に求めること。
7. 農業の後継者確保のため、後継者を含む新規就農者への支援制度をつくり、同時に、新規就農者の研修や技術指導を引き受ける農家などへの支援も強化すること。

8. 農業の担い手を増やす対策として、都会の人たちに対する遊休農地の貸し出しのあつせん、および、都会から移り住んで就農することを望む人たちに対する住宅提供の支援を行うこと。
9. 中山間地の活性化のため、地元産の木材使用への補助および公共施設建設への地元産木材の優先使用により、地元木材の利用拡大を図ること。また、育林及び災害防止のために急傾斜地の間伐を進め、間伐材や廃材によるバイオ燃料など森林資源を活用した自然エネルギーの供給で、新たな仕事おこしに取り組むこと。
10. 企業立地促進補助制度において、中山間地への企業誘致を積極的に位置づけ、中山間地での雇用の創出に努めること。
11. 生産者と消費者を結び付ける「オーナー制度」など、近郊地域の農業や酪農を活性化させる取り組みを行うこと。
12. 食品に関する検査体制を強めて「食の安全」を守るとともに、広島市の食料自給率を抜本的に高めること。
13. 新ごみ減量プログラムに基づき、さらに「脱焼却・脱埋め立て」を進めること。
14. 豊かな広島湾に蘇らせるためにも、水量を増やして太田川を再生すること。
15. 旧湯来町内には、多くの登山愛好家に親しまれてきた山岳のほか、魅力ある溪谷や河川、温泉など市内有数の観光資源が存在している。広島市への来訪者を増やし、地域の活性化を促すためにも、これら観光資源を市の広報やマスコミなどを通じて広く紹介するとともに、登山口の標識設置や登山道・駐車場の整備を進めること。
16. 有害鳥獣対策については、住民が設置したトタンや網、電気柵などの防除施設や捕獲施設への補助率を引き上げること。

《厚生関係》

保育園

1. 公立、私立を含めた全体の保育予算の抑制につながる公立保育園の民間移管方針を白紙撤回すること。
2. 市は今年度から、平均勤続年数 10 年以上の私立保育園に、運営費加算を行っているが、公私間の人件費格差をなくすためには、私立保育園で働く全ての保育士の人件費を引き上げることが必要である。そのための補助制度をつくとともに、その補助金が目的通りの使われ方がされているかチェックも行える制度へと見直すこと。
3. 保育への公的責任を後退させる「新たな保育制度」には断固反対すること。
4. 小・中・高の耐震診断が完了した今、公立、私立問わず保育園の耐震診断を至急行うこと。
5. 2006 年度から、失業した場合の入園期間が従来の6か月から3か月に短縮された。雇用情勢が厳しい今、このことがより一層求職活動を困難にしているので、失業中の入園期間をせめて元の6か月に戻すこと。
6. 昨年の要望書に対し、認可外保育施設に通っている「保育に欠ける児童」は把握できないと回答があったが、認可園への入所申し込みをしても入れずに、やむを得ず認可外保育施設に通う児童は、市の責任で「待機児童」と位置付けるべきである。これらの児童については、認可園の保育料並みの負担となるよう軽減措置を講じること。

小児医療

1. 緊急性・必要性が依然として強くある安佐地域への小児夜間救急医療施設の開設に向けて努力すること。
2. 深刻な社会問題となっている小児科医不足を解消する方策の一つとして、例えば東京都の「地域医療医師奨学金制度」のように、医学部生を対象に将来の一定期間、市の指定する医療機関に小児科医として従事すれば奨学金の返還が免除される市独自の奨学金制度をつくること。

3. 医療保険において自己負担割合の軽減対象が3歳未満から小学校就学前まで拡大されたことによって浮いた財源を使い、市の乳幼児医療補助制度の初診料500円の自己負担を廃止し、当面、小学6年生まで補助対象を拡大すること。また、小学校就学前までの子どもの医療費を無償にするよう国に要請すること。

子どもの貧困

1. 様々な事情でどこにも行き場のない15歳以上の子どもの自立を援助する「自立援助ホーム」の設置が全国で進んでいる。中国5県でないのは広島だけであり、広島の子どもを隣接県のホームが受け入れている現状もある。広島市においても早急に設置すること。
2. 広島市児童相談所で相談や心理的ケアを行う児童福祉司を、少なくとも交付金税措置されている人数は早急に加配すること。
3. 児童相談所内に設置されている一時保護所は、虐待などで緊急に保護された2歳から18歳の子どもたちが生活しているが、施設が古く、特別なケアが必要な子どもたちの施設とは言い難い。早急に建て替えを行うこと。
4. 一時保護所で長期に生活する子どもが増えており、子どもたちの学習権が保障できる体制をつくること。

障害児・者

1. 現在保育園に通う障害児に対し、重複障害のある子どもに対して8時間、療育手帳B・マルBの子どもに4時間の加配が行われています。「障害の程度」を問わず一日中健常児とともに集団保育が保障されることは、障害を持った子の成長発達を保障するためにも重要なことです。また、「障害児の親だから8時間勤務ができない」というような状況をつくることは、働く母親を支えるという保育所本来の役割を果たすことにはなりません。よって、保育所に通うすべての障害児に8時間対応の正規職員を加配すること。
2. こども療育センターの小児精神科医を増員し、診断待ちを解消すること。また、発達障害者支援センターにも専任の小児精神科医を配置すること。

3. 障害児・者の補装具購入を無料にすること。
4. 障害者自立支援法の廃止と障害者福祉施策の抜本的見直しを国に求めること。
5. グループホーム、ケアホームの報酬単価を改善するよう国に求めるとともに、市独自の補助制度をつくること。
6. 広島県の福祉医療費公費負担事業費（重度障害者、ひとり親家庭等、乳幼児の各医療費）補助金の削減・廃止に反対を貫くとともに、重度障害者医療費の無料化については今後も継続実施すること。
7. 介護保険サービスの対象となった障害者については、対象となる前の福祉サービス水準から後退させないこと。
8. 重度障害者が入院しなければならない場合で、病院側から付き添いを求められて入院を断念せざるを得ない事態とならないよう以下の取り組みを行うこと。
 - ① ヘルパー派遣を認めるよう国に要請すること。
 - ② 一部の政令市で行われている入院時のヘルパー派遣を、広島市においても緊急措置として実施すること。
 - ③ 入院時の付き添い（ヘルパーもしくは家政婦等）を独自に依頼する障害者に対し、補助金制度をつくること。
9. 広島市から視覚障害者への全ての郵送物に、点字またはSPコードをつけること。また、その実現に向けたスケジュールを明確にすること。
10. 公共施設や大規模小売店のトイレに、高齢者や障害者（成人）がおむつ交換できるベッドや休憩スペースを装備する「高齢者・障害者ルーム」の設置を義務付けること。
11. 障害者が新市民球場で野球観戦しやすいよう、以下の改善に取り組むこと。
 - ① 障害者の駐車場利用は無料にすること。
 - ② 球場敷地内に障害者用駐車場を設けること。

③ 重度障害者の介助者の入場料金を無料にすること。

介護保険・高齢者

1. 介護保険の保険料・利用料負担を軽減するとともに、国に対して財政援助を求めること。
2. 家族と同居していても、家族介護が困難で介護サービスが必要な場合は保険給付を受けられることは、国も通達で示し、市も事業者に対して説明してきたにもかかわらず、後日の行政による検査で査定されることを恐れ、ケアマネージャーや事業者がサービスの実施を自己規制してしまう状況が見受けられる。適切にサービスが提供されるためにも、具体的な事例をできるだけ多く例示したQ&A集などをつくり、事業者に配布すること。
3. 配食サービスの利用者負担を従来の1食400円に戻し、土・日も含めて毎日実施すること。また、利用者に対し、利用者負担額や実施日などについてのアンケートを行い、結果に基づいて事業を見直すこと。
4. 早期に、介護労働者の月額報酬を4万円引き上げるよう、国に要請すること。
5. 厚労省は、特別養護老人ホームのユニット型（全室個室）を、2014年までに全ホームの7割（現在は24%）にすることを目指しているが、生活保護世帯や低所得者はユニット型では申し込みもできず待機者にすらなれない。経済的弱者が締め出されることのないよう、ユニット型の負担を多床型並みに引き下げること。

国民健康保険

1. 国の補助率を、かつてのように医療費ベースで50%に引き上げるよう国に求めること。
2. 現行の保険料法定軽減制度は、2割軽減でも生活保護基準の8割程度以下しか適用されず、恒常的に生活保護基準前後の所得しかない世帯は、所得に比べて高額な保険料を負担せざるを得ない実態がある。生活保護の捕捉率が2割程度とされている実態に鑑み、制度の狭間に置かれて、所得に比べて高額な保険料負担を強いられている世帯の負担を軽減し、生活保護制度との矛盾を緩和し、制度間の整合性がより確保された

行政を行うため、生活保護基準前後の所得の世帯に対し、広島市独自の保険料減免制度を創設すること。

3. 自営業者の場合、本人や家族が病気や怪我で働けない期間は事業休止で無収入となったり、あるいは事業縮小によって大幅な収入減になる。また、本人あるいは不可欠の労働力となっている家族が出産したときも同様である。安心して療養または出産できるようにするためにも、他都市に先駆けて市独自に傷病手当金と出産手当金の制度を創設し、休業期間中の所得を保障すること。

後期高齢者医療制度

1. 国に対し、後期高齢者医療制度を廃止するよう求めること。

生活保護

1. 申請書を置いている区もあれば、そうでない区もある。全区の窓口に申請書を置くよう統一すること。
2. 最低限の衣食住と医療費が保障されている生活保護受給者であっても、身内の葬儀への出席や何らかの社会的事情などで、予期せぬ数万円のお金が入用になることがあるが、広島市では生活保護受給者が借り入れできる制度がなく、このことがウラの貸金業者に取り込まれる要因にもなる。最低生活費から返済が行われることは望ましいことではないが、そうした現実を踏まえ、またケースワーカーとの連携による確実な返済が可能であることから、生活保護受給者が数万円の借り入れができるしくみを創設すること。

被爆者

1. 黒い雨の被爆地域拡大は、全ての降雨地域を被爆地に指定することが被害者たちの願いである。いま実施している調査で、被害者を被爆者と認めない第2種健康診断受診者証の要望を行うのではなく、第1種の要望を行うこと。その際、放射性降下物の吸引による内部被曝で強い被害をうけるという最新の研究成果も踏まえること。
2. 一刻も早く3号被爆の新たな認定基準をつくること。

《建設関係》

1. 住宅に困窮する市民が依然多いなか、市営住宅は建物自体の老朽化が進んでいる。建物自体の保全に必要な予算をつけるか、あるいは建て替えをすること。
2. エレベーターの設置が困難な市営住宅は、建て替えること。
3. 三次市のように、独立行政法人「雇用・能力開発機構」が譲渡・廃止を予定している雇用促進住宅の買い取りを積極的に進め、市営住宅として活用すること。
4. 広島大学旧理学部1号館は、被爆建物であるとともに戦前戦後の広島を語る重要な建物である。広大本部跡地の活用については民間任せにせず、市が責任を持って保存・活用に取り組み、「ひろしまの『知の拠点』再生プロジェクト」構想に基づく活用となるよう市が責任を果たすこと。
5. 厳しい財政状況のなか、広島駅南北自由通路に莫大な税金を投入することは中止すること。
6. Cブロックの再開発事業は、デベロッパー主導でなく、愛友市場の商店経営者が引き続き事業を継続できる再開発計画となるよう、地権者、商店主の声を吸い上げる仕組みをつくるように努めること。
7. 市としてこれまで、地域交通の拡充に取り組んでこられたが、福木、戸坂、八木の各地区についても地域交通の確保を急ぎ、現在実施されている南区、安佐南区においては増便とともに受託事業者への財政支援を行い、地域交通が継続できるようにすること。また、基町方面から乗り換えなしに市役所に行き来できるバス路線をバス協会に要望すること。
8. 区役所の土木予算を増やし、側溝の蓋かけ、街路灯の設置、歩道の拡幅・バリアフリー化や自転車道の整備など、住民の身近な要望に応えること。
9. 平和公園内は車両の乗り入れを禁止にすること。

- 10.原爆ドーム周辺の景観を守るため、周辺住民の納得と合意を得られるよう引き続き話し合いをしていくこと。
- 11.原爆ドームの世界遺産登録15周年にあたる2011年に、シンポジウムを開き、世界遺産としての価値を広く市民が共有できるよう取り組むこと。
- 12.建築基準法に違反している既存のレンタル倉庫は、基準法が遵守されるように市の責任で早急に指導すること。また、地域住民の安全な暮らしが危険にさらされることのないように、照明やフェンスなど必要な施設整備を事業者に指導すること。

以上